離島等供給特例承認申請書

契託制第11号
2026年11月11日

経済産業大臣　赤澤　亮正　殿

福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長　今　村　　弘

電気事業法第21条第２項ただし書の規定により，次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	2026年12月１日から2027年３月末日

別　紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

１　適　用　範　囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は，離島等供給約款［低圧用］（2026年11月１日実施。以下「離島約款［低圧用］」といいます。ただし，当該離島約款［低圧用］が届出により変更された場合は，変更後の離島約款［低圧用］をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さままたは離島等供給約款［高圧・特別高圧用］（2026年11月１日実施。以下「離島約款［高圧・特別高圧用］」といいます。ただし，当該離島約款［高圧・特別高圧用］が届出により変更された場合は，変更後の離島約款［高圧・特別高圧用］をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

２　適　用　期　間

⑴　適用期間は，⑵，⑶および⑷の場合を除き，2026年12月の検針日から2027年３月の検針日の前日までといたします。

⑵　低圧で供給を受ける場合で，定額制供給のときの⑴にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，離島約款［低圧用］における臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，⑴にいう検針日は，応当日といたします。

⑶　高圧で供給を受ける場合で，記録型計量器により計量し，かつ，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，⑷の場合を除き，⑴に準ずるものといたします。この場合，⑴にいう検針日は，計量日といたします。

⑷　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。また，これらのお客さまに係る自家発補給電力，自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，⑴に準ずるものといたします。この場合，⑴にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

３　燃 料 費 調 整

燃料費調整とは，離島約款［低圧用］における15（定額電灯）⑷もしくは20（公衆街路灯）⑴ロの電灯料金もしくは小型機器料金，16（従量電灯）⑴ニ，19（臨時電灯）⑴ハ，23（臨時電力）⑶イ，24（農事用電力）⑵ロ㈠，附則３（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）⑵もしくは附則８（深夜電力のお客さまについての特別措置）⑴ホの料金，16（従量電灯）⑵ニ，16（従量電灯）⑶ホ，17（季時別電灯）⑸，18（高負荷率型電灯）⑸，19（臨時電灯）⑵ハ，19（臨時電灯）⑶ロ，20（公衆街路灯）⑵ニ，21（低圧電力）⑸，22（低圧季時別電力）⑷，23（臨時電力）⑶ロ，24（農事用電力）⑴ハ，24（農事用電力）⑵ロ㈡，25（深夜電力〔防霜用〕）⑷，附則６（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）⑸，附則７（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置）⑸，附則８（深夜電力のお客さまについての特別措置）⑵ニ，附則９（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）⑷もしくは附則10（第２深夜電力のお客さまの５時間供給についての特別措置）⑵の電力量料金または離島約款［高圧・特別高圧用］における15（業務用電力）⑸，16（業務用電力Ⅰ）⑶，17（産業用電力）⑸，18（産業用電力Ⅰ）⑶，19（臨時電力）⑶，20（臨時電力Ⅰ）⑶，21（かんがい排水用電力）⑸，22（自家発補給電力）⑴ハまたは⑵ハ，23（自家発補給電力Ⅰ）⑴ハまたは⑵ハ，24（予備電力）⑶，附則３（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）⑸，附則４（深夜電力のお客さまについての特別措置）⑸もしくは附則５（第２深夜電力のお客

さまについての特別措置）⑸の電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

４　料　　金

⑴　低圧で供給を受ける場合

２（適用期間）に定める適用期間の離島約款［低圧用］における15（定額電灯）⑷もしくは20（公衆街路灯）⑴ロの電灯料金もしくは小型機器料金，16（従量電灯）⑴ニ，19（臨時電灯）⑴ハ，23（臨時電力）⑶イ，24（農事用電力）⑵ロ㈠，附則３（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）⑵もしくは附則８（深夜電力のお客さまについての特別措置）⑴ホの料金または16（従量電灯）⑵ニ，16（従量電灯）⑶ホ，17（季時別電灯）⑸，18（高負荷率型電灯）⑸，19（臨時電灯）⑵ハ，19（臨時電灯）⑶ロ，20（公衆街路灯）⑵ニ，21（低圧電力）⑸，22（低圧季時別電力）⑷，23（臨時電力）⑶ロ，24（農事用電力）⑴ハ，24（農事用電力）⑵ロ㈡，25（深夜電力〔防霜用〕）⑷，附則６（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）⑸，附則７（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置）⑸，附則８（深夜電力のお客さまについての特別措置）⑵ニ，附則９（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）⑷もしくは附則10（第２深夜電力のお客さまの５時間供給についての特別措置）⑵の電力量料金は，離島約款［低圧用］に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表１（燃料費調整額の算定）⑵ロ㈠ａ，ｂまたはｃにより算定される場合は，別表１（燃料費調整額の算定）⑶イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，燃料費調整単価が別表１（燃料費調整額の算定）⑵ロ㈠ｄにより算定される場合は，別表１（燃料費調整額の算定）⑶イによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

⑵　高圧で供給を受ける場合

２（適用期間）に定める適用期間の離島約款［高圧・特別高圧用］にお

ける15（業務用電力）⑸，16（業務用電力Ⅰ）⑶，17（産業用電力）⑸，18（産業用電力Ⅰ）⑶，19（臨時電力）⑶，20（臨時電力Ⅰ）⑶，21（かんがい排水用電力）⑸，22（自家発補給電力）⑴ハもしくは⑵ハ，23（自家発補給電力Ⅰ）⑴ハもしくは⑵ハ，24（予備電力）⑶，附則３（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）⑸，附則４（深夜電力のお客さまについての特別措置）⑸または附則５（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）⑸の電力量料金は，離島約款［高圧・特別高圧用］に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表１（燃料費調整額の算定）⑵ロ⑪ａ，ｂまたはｃにより算定される場合は，別表１（燃料費調整額の算定）⑶ロによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，燃料費調整単価が別表１（燃料費調整額の算定）⑵ロ⑪ｄにより算定される場合は，別表１（燃料費調整額の算定）⑶ロによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

５　そ　の　他

その他の事項については，離島約款［低圧用］または離島約款［高圧・特別高圧用］に定めるところによるものといたします。

別　表　　燃 料 費 調 整

別　表　　燃 料 費 調 整

１　燃料費調整額の算定

⑴　平 均 燃 料 価 格

イ　低圧で供給を受ける場合

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0053

β＝0.1861

γ＝1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　高圧で供給を受ける場合

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された

値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0028

β＝0.1819

γ＝1.0863

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑵　燃料費調整単価

イ　基準となる燃料費調整単価

⑴　本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，基準燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ａ　低圧で供給を受ける場合で，定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力のとき。

⑻　１キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場

合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27{,}400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表２（基準単価）の基準単価}}{1{,}000}$$

(b)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り，かつ，41,100円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27{,}400\text{円}) \times \frac{\text{別表２（基準単価）の基準単価}}{1{,}000}$$

(c)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合

平均燃料価格は，41,100円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41{,}100\text{円} - 27{,}400\text{円}) \times \frac{\text{別表２（基準単価）の基準単価}}{1{,}000}$$

b　低圧で供給を受ける場合で，ａ以外のとき。

(a)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27{,}400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表２（基準単価）の基準単価}}{1{,}000}$$

(b)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27{,}400\text{円}) \times \frac{\text{別表２（基準単価）の基準単価}}{1{,}000}$$

c　高圧で供給を受ける場合

(a)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (46{,}100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表２（基準単価）の基準単価}}{1{,}000}$$

(b)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46,100\text{円}) \times \frac{\text{別表２（基準単価）の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の算定に適用いたします。

ａ 低圧で供給を受ける場合

(a) 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，(b)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
２０２６年８月１日から2026年10月31日までの期間	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間
２０２６年９月１日から2026年11月30日までの期間	2027年１月の検針日から2027年２月の検針日の前日までの期間
２０２６年１０月１日から2026年12月31日までの期間	2027年２月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間

(b) 低圧で供給を受ける場合で，定額制供給のときの各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，(a)に準ずるものといたします。この場合，(a)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，離島約款［低圧用］における臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合には，(a)にいう検針日は，応当日といたします。

b　高圧で供給を受ける場合

(a)　各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，(b)および(c)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年10月1日から 2026年10月31日までの期間	2026年12月の検針日から 2027年1月の検針日の前日までの期間
2026年11月1日から 2026年11月30日までの期間	2027年1月の検針日から 2027年2月の検針日の前日までの期間
2026年12月1日から 2026年12月31日までの期間	2027年2月の検針日から 2027年3月の検針日の前日までの期間

(b)　高圧で供給を受ける場合で，記録型計量器により計量し，かつ，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(c)の場合を除き，各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，(a)に準ずるものといたします。この場合，(a)にいう検針日は，計量日といたします。

(c)　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。また，これらのお客さまに係る自家発補給電力，自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，(a)に準ずるものといたします。この場合，(a)にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

ロ　2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価

(イ)　低圧で供給を受ける場合

a　1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

燃 料 費
調整単価 ＝ 基準燃料費調整単価＋

eに定める特別措置の燃料費調整単価

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

燃 料 費
調整単価 ＝ eに定める特別措置の燃料費調整単価

c　１キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃 料 費
調整単価 ＝ eに定める特別措置の燃料費調整単価－

基準燃料費調整単価

d　１キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費
調整単価 ＝ 基準燃料費調整単価－

eに定める特別措置の燃料費調整単価

e　特別措置の燃料費調整単価

⑷　2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間

ｉ　定額制供給の場合

⑴　定額電灯および公衆街路灯Ａ

特別措置の燃料費調整単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	３円８８銭
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	７円７７銭
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	１５円５４銭
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	２３円３０銭
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	３８円８４銭
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	３８円８４銭
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	１１円６０銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	２３円２０銭
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	１１円６０銭

(ii) 臨時電灯Ａ

特別措置の燃料費調整単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	０円３１銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	０円６３銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	０円６３銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	６円２６銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	６円２６銭

(iii) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

契約電力１キロワット１日につき	６円５８銭
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	３円２９銭

(ⅳ) 農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
１日につき	円　銭 1.65	円　銭 3.29	円　銭 6.58	円　銭 9.87	円　銭 13.16	円　銭 16.45

(ⅴ) 深 夜 電 力 Ａ

特別措置の燃料費調整単価は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	１００円００銭

ⅱ 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１円００銭

(b) 2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間

ⅰ 定額制供給の場合

(ⅰ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

特別措置の燃料費調整単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	１７円４８銭
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	３４円９６銭
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	６９円９１銭
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	１０４円８７銭
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	１７４円７８銭
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	１７４円７８銭
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	５２円２０銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	１０４円４１銭
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	５２円２０銭

(ii) 臨 時 電 灯 A

特別措置の燃料費調整単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	１円４１銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	２円８２銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	２円８２銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	２８円１７銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	２８円１７銭

(iii) 臨 時 電 力

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

契約電力１キロワット１日につき	２９円６１銭
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	１４円８１銭

(iv) 農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円　銭 7.40	円　銭 14.80	円　銭 29.61	円　銭 44.41	円　銭 59.21	円　銭 74.01

(ⅴ) 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は，1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	４５０円００銭

ii 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	４円５０銭

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

燃料費調整単価 ＝ 基準燃料費調整単価＋eに定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円の場合

燃料費調整単価 ＝ eに定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 ＝ eに定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価

d　１キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，ｅに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 ＝ 基準燃料費調整単価－ｅに定める特別措置の燃料費調整単価

e　特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

⒜　2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間

１キロワット時につき	０円５０銭

⒝　2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間

１キロワット時につき	２円３０銭

⑶　燃料費調整額

イ　低圧で供給を受ける場合

⑷　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，⑵によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂおよび深夜電力Ａ

燃料費調整額は，⑵によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

⑸　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に⑵によって算定された

燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量に⑵によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに⑵によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ　高圧で供給を受ける場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に⑵によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

２　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

⑴　低圧で供給を受ける場合

イ　定額制供給の場合

⑴　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	５３銭０厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	１円０５銭９厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	２円１１銭９厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	３円１７銭９厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	５円２９銭８厘
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	５円２９銭８厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	１円５８銭３厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	３円１６銭５厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	１円５８銭３厘

(ﾛ) 臨 時 電 灯 A

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	４銭３厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	８銭６厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	８銭６厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	８５銭４厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	８５銭４厘

(ﾊ) 臨 時 電 力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	８９銭８厘

㈡　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
１日につき	円　銭　厘 0.224	円　銭　厘 0.449	円　銭　厘 0.898	円　銭　厘 1.346	円　銭　厘 1.795	円　銭　厘 2.243

㈢　深夜電力Ａ

基準単価は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	１３円６４銭０厘

ロ　従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１３銭６厘

⑵　高圧で供給を受ける場合

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	９銭８厘

３　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，別表１（燃料費調整額の算定）⑴の各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および別表１（燃料費調整額の算定）⑵によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

（添付書類）

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

1　離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

2　特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1　離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は，2026年10月29日の高市内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容にもとづく電気料金の支援措置の実施について，電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み，支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう，経済産業省から要請を受けたところであります。

ついては，本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり，離島等供給約款にもとづき算定される2027年１月分の電気に適用する燃料費調整単価から，低圧で供給を行なう場合は１キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含みます。）を，高圧で供給を行なう場合は１キロワット時につき0.5円（消費税等相当額を含みます。）を，2027年２月分および2027年３月分の電気に適用する燃料費調整単価から，低圧で供給を行なう場合は１キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含みます。）を，高圧で供給を行なう場合は１キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含みます。）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は，応急かつ暫定的な措置であることから，電気事業法第21条第２項ただし書きの規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり，承認を申請する次第であります。

以　上

２　特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合　（円）

		2027年1月分 (a)	2027年2月分および3月分 (b)
１キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1.00	4.50
	高圧で供給を受ける場合	0.50	2.30

○定額制供給の場合　（kWh、円）

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh※1 (c)	2027年1月分※2 (a) × (c)	2027年2月分および3月分※2 (b) × (c)
定額電灯および公衆街路灯Ａ	電灯	10ワットまでの１灯につき	１灯	3.884	3.88	17.48
	電灯	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	１灯	7.768	7.77	34.96
	電灯	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	１灯	15.536	15.54	69.91
	電灯	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	１灯	23.304	23.30	104.87
	電灯	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	１灯	38.840	38.84	174.78
	電灯	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	１灯	38.840	38.84	174.78
	小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	１機器	11.601	11.60	52.20
	小型機器	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	１機器	23.202	23.20	104.41
	小型機器	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	１機器	11.601	11.60	52.20
臨時電灯Ａ	電灯	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	１日	0.313	0.31	1.41
	電灯	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	１日	0.626	0.63	2.82
	電灯	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	１日	0.626	0.63	2.82
	電灯	総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	１日	6.260	6.26	28.17
	電灯	総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	１日	6.260	6.26	28.17
臨時電力	動力	契約電力１キロワット１日につき	１日	6.579	6.58	29.61
	動力	契約電力0.5キロワットの場合１日につき※3	１日	―	3.29	14.81
農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）	動力	１日につき契約電力0.5キロワット	１日	1.645	1.65	7.40
	動力	１日につき契約電力１キロワット	１日	3.289	3.29	14.80
	動力	１日につき契約電力２キロワット	１日	6.579	6.58	29.61
	動力	１日につき契約電力３キロワット	１日	9.868	9.87	44.41
	動力	１日につき契約電力４キロワット	１日	13.158	13.16	59.21
	動力	１日につき契約電力５キロワット	１日	16.447	16.45	74.01
深夜電力Ａ	動力	１契約につき	１契約	100.000	100.00	450.00

※１　みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。
　　具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
※２　小数点以下第３位で四捨五入して算定した。
※３　１ｋＷの場合の単価の半額とし、小数点以下第３位で四捨五入して算定した。